

令和3年3月7日
山形県新型コロナウイルス
感染症に係る危機対策本部

各事業者様

山形県
新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部
本部長 吉村美栄子

新型コロナウイルス感染症の感染防止の取組みについて（依頼）

日ごろ、新型コロナウイルス感染症の感染防止につきましては多大な御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

全国的に新規感染者数の減少傾向が続く中、首都圏1都3県では、病床使用率が高い地域もあり、首都圏を対象とした緊急事態宣言は3月21日まで再延長されたところです。

県内では、2月中旬以降は新規感染者が確認されない日が多くなるなど、感染状況は落ち着いた状況となっております。これも、感染防止対策に対する県民の皆様、事業者の皆様のご努力のおかげであり、心より感謝申し上げます。

県では、本日、県危機対策本部本部員会議を開催し、現在の全国や県内の感染状況を踏まえ、本県の注意・警戒レベルをレベル4からレベル3へ引き下げるとともに、別紙のとおり、県民の皆様及び事業者の皆様へお願いすることといたしました。

停滞している県内経済活動の回復も進めるためにも、県民の皆様や事業者の皆様には、感染防止対策へのご協力をいただきたいと思いますと考えております。

つきましては、各事業者におかれましては、感染防止対策の趣旨を御理解いただき、別紙について、御配慮いただきますようお願い申し上げます。

県民の皆様及び事業者の皆様へのお願い

県内の感染状況は、落ち着いた状況となってきました。これまでの県民の皆様や事業者の皆様の御努力、御協力に感謝申し上げます。引き続き、感染防止の取組みに御理解、御協力をお願いします。

1 基本的な感染防止対策について

県民の皆様には、感染のリスクが常に身の回りにあるという意識を持っていただき、こまめな手洗いや正しいマスクの着用、消毒、適切な換気、身体的距離の確保、3つの密を避けるなど、基本的な感染防止対策である「新しい生活様式」の徹底をお願いします。

事業者の皆様には、従業員の健康管理をはじめ、「業種別の感染拡大予防ガイドライン」遵守の徹底をお願いします。

2 緊急事態宣言対象区域との往来について

緊急事態宣言の発令期間中（3月21日（日）まで）は、緊急事態宣言の対象区域（*）との不要不急の往来は控えてください。

（*）東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県

※受験などによる往来は除きます。

※テレワークやオンラインを積極的に活用してください。

3 年度末・年度始め等における会食について

歓送迎会、新入生歓迎コンパ、飲食を伴う謝恩会や花見及びこれに類するものについて、次の感染防止の取組みをお願いします。

- ・普段一緒にいる人と行いましょう。
- ・大人数や長時間にならないようにしましょう。
- ・体調が悪い人は参加しないようにしましょう。
- ・弁当やテイクアウトの活用を検討しましょう。
- ・重症化リスクの高い高齢者の方などは、飲酒を伴う会食は慎重にお願いします。

【会場について】

- ・業種別ガイドラインを遵守している飲食店を利用しましょう。
- ・座の配置は斜め向かいにしましょう（正面や真横はなるべく避ける）。

【会食時の注意】

- ・お猪口やコップ、マドラーは使い回さず、一人ひとりで使いましょう。
- ・深酒やはしご酒などは控え、適度な酒量にしましょう。
- ・会話の際にはマスクを着用しましょう。
- ・飲酒を伴うカラオケは控えましょう。

4 卒業旅行について

- ・緊急事態宣言対象区域への旅行は控えてください。
- ・時と場所が分散される「分散型旅行」を図り、なるべく混雑しない平日の間、いつもの仲間で行動してください。

なお、以上の取組みについては、今後の感染状況等を踏まえ内容を見直す場合があります。

以上